

## 規制シート(様式)

080200701020001

平成31年2月8日

規制の名称	電子債権記録機関に係る制度	所管府省	金融庁・法務省
根拠法令等	電子記録債権法(平成19年法律第102号), 電子記録債権法施行令, 電子記録債権法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官・岡田 大 法務省民事局商事課長・宮崎 拓也
規制目的	電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務, 監督等について必要な事項を定め, もって電子記録債権について, その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図ること。		
規制内容の概要	主務大臣の指定を受けて電子債権記録業を営む電子債権記録機関について, 指定要件, 業務内容, 監督規定等を定めるもの。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	情報通信技術等の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年法律第62号)における電子記録債権法の一部改正において, 電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするため, 電子債権記録機関の記録を他の電子債権記録機関に移行するための手続等の規定を追加した。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	本制度は, 金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から, 電子債権記録機関は電子債権記録業の業務を適正かつ確実に遂行できる者であることが求められる。したがって, 電子債権記録機関の指定要件, 業務内容, 監督規定等については, 引き続き維持することが適当と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		